

令和 6 年度

第 7 回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

令和6年10月7日、大多喜町農業委員会会長 渡辺忠洋は、令和6年度第7回農業委員会総会を大多喜町役場第1・2会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について
- 議案第4号 大多喜町農用地利用集積計画について
- 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

<報告事項>

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 報告第3号 農地の使用貸借の解約通知について
- 報告第4号 利用権の終了について

<出席委員> (10名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番委員：加藤 浩明 | 2 番委員：中村 康之 |
| 3 番委員：渡邊 さなえ | 4 番委員：森 久雄 |
| 5 番委員：井口 峰幸 | 6 番委員：江澤 正久 |
| 7 番委員：小高 一哲 | 8 番委員：齊藤 一生 |
| 9 番委員：矢代 とみ江 | 10 番委員：渡辺 忠洋 |

<欠席委員> (0名)

<出席職員>

【事務局長】秋山 賢次 【事務局】鈴木 健司 寺井 絵里

事務局長 (秋山)	開 会 (午後 1 時 30 分) 本日はお忙しいところご出席をいただき、ありがとうございます。 ただ今から、令和 6 年度第 7 回大多喜町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、10 名のご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本会議は成立いたします。 それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 5 条第 1 項の規定により渡辺会長に議長をお願いします。 よろしくをお願いします。
議 長 (渡辺会長)	(渡辺会長あいさつ) それでは、議事日程 3 の「議事録署名人の指名」について、大多喜町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により議事録署名人を指名いたします。 4 番の森委員と 7 番小高委員をお願いします。 早速、議事日程 4 の「議件」に入らせていただきます。 なお、質問のある方は、挙手をして許可を得た後、発言されるようお願いいたします。 議案第 1 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (寺井)	1 頁をお開きください。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号 3－19。所在：宇筒原地先 2 筆。地目：田。地積：1,199 m²。譲渡人：町外の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/譲受人の要望に応じる。譲受人/新耕作放棄地を利用して、牧草を作付けしたい。権利内容：所有権移転。 番号 3－20。所在：横山地先 1 筆。地目：田。地積：611 m²。譲渡人：町外の方。譲受人：町内の方。事由：譲渡人/遠方に住んでおり耕作困難な為、譲受人の希望に応じたい。譲受人/自宅と耕作地との間に申請地がある為。権利内容：所有権移転。

	事務局からの説明は以上です。
議長 (渡辺会長)	議案第1号、番号3-19については、渡邊委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
渡邊委員 (3番)	議案第1号、番号3-19について、9月20日1時頃に譲受人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、草刈りはされており、管理されています。 今後は、牧草を育てるそうです。 懸念事項としては入り口が少し狭いので、大型の機械が入らないですが、耕運機程度は入る状況です。 問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
井口委員 (5番)	牧草を育てて、動物を飼う予定なのですか。
渡邊委員 (3番)	今回の農地は、購入した自宅の隣に位置する農地で、以前申請のあったように、今回申請の農地では飼いませんが、2頭程度飼育する予定だそうです。
議長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号3-19について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号3-19につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、番号3-20については、矢代委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
矢代委員 (9番)	議案第1号、番号3-20について、10月2日午前中に譲受人と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 自宅と耕作している農地の間にあるので購入したいそうです。

議 長 (渡辺会長)	譲渡人の方は、遠方に住んでおり耕作出来ないので譲受人の要望に応じたいそうです。 譲受人の方は、所有している農地をしっかりと耕作しているので問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。
議 場	それでは特にご質問がないようですので、番号３－２０について許可することとしてご異議ございませんか。
議 長 (渡辺会長)	———— 「異議なし」の声あり ———— 異議なしと認め、番号３－２０につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第２号、「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ２頁をお開きください。
事 務 局 (寺 井)	議案第２号「農地法第５条の規定による許可申請について」 下記のとおり、農地法第５条の規定による許可申請があったので、その可否について意見を求める。 番号５－６。所在：久我原地先２筆。地目：田及び畑。地積508㎡。地種１種。譲渡人：町内の方。譲受人：町内の方。転用事由：近隣の土地でいちご栽培を行うにあたり来客者の駐車場がない為、当該土地を駐車場として使用したい。埋立てはせず、採石敷きのみで行う。権利内容：転用を伴う所有権移転。(始末書付き) 番号５－７。所在：泉水地先２筆。地目：田。地積1,648㎡。地種２種。貸人：町内の方。借人：町外の方。転用事由：隣接地の木伐採伐根作業、及び木の一部伐採、山林の管理作業による通路・重機待機所及び貯木場として利用したい。埋立て等を行わず整地のみ実施する。10tダンプ、7tユンボを使用する。権利内容：転用を伴う賃借権設定。 事務局からの説明は以上です。
議 長	議案第２号、番号５－６については、井口委員が現地調査を担当されまし

(渡辺会長)	たので報告をお願いします。
井口委員 (5番)	議案第2号、番号5－6について、10月3日午後に貸人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、すでに碎石が敷かれておりました。隣接地は、貸人の所有地となっております。 借人は、隣接地でいちごハウス栽培を予定しており、観光用農園も視野に入れており駐車場が必要となっております。 貸主は、深く反省し始末書を提出しております。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 それでは特にご質問がないようですので、番号5－6について許可することとしてご異議ございませんか。
議場	———— 「異議なし」の声あり ————
議長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号5－6につきましては許可することで決定いたします。 続きまして、議案第2号、番号5－7については、小高委員が現地調査を担当されましたので報告をお願いします。
小高委員 (7番)	議案第2号、番号5－7について、10月1日午後に譲受人の代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。 申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 現況は、町道から1mから2m高くなっております。 計画は、町道からスロープ状に入口を作り、奥にある山林の干ばつを行うための道路等を作りたいそうです。 隣接地には、栗等が植えてありましたが、問題はないと思います。 ご審議の程お願いいたします。
議長 (渡辺会長)	ご質問のある方は発言をお願いいたします。 バイオマス発電等で利用するのですか。
事務局 (寺井)	そのような話は聞いておりません。

井 口 委 員 (5 番)	木を売るために実施するのですか。
小 高 委 員 (7 番)	あくまでも、干ばつをするとのことですよ。
渡 邊 委 員 (3 番)	どれくらいの面積、本数を干ばつするのですか。
小 高 委 員 (7 番)	現在の予定は、4,200 m ² を干ばつするそうです。
議 長 (渡辺会長)	他に質問はありますか。 それでは特にご質問がないようですので、番号5－7について許可することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号5－7につきましては許可することで決定いたします。 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	3頁をご覧ください。 議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」次のとおり、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願の提出があったので、審議を求める。 番号6－15。所在：三条地先5筆。地目：畑。地積1,276 m ² 。 利用状況：すべての申請地に建物が建っていた。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 番号6－15については、森委員が現地調査を担当されましたので、報告をお願いします。
森 委 員 (4 番)	議案第3号 番号6－15について、10月1日午後、代理人、事務局と現地調査を行ってきましたので報告します。

議 長 (渡辺会長)	申請地は資料の位置図・案内図に示してある場所となります。 申請地では、10 年位前まで酪農が行われており、酪農関係の建物が建っておりました。 ご審議の程お願いいたします。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 質問が無いようですので、番号 6 - 1 5 について非農地として判断することとしてご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、番号 6 - 1 5 につきましては非農地として判断することで決定いたします。 続きまして、議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局 (寺 井)	4 頁をご覧ください。 議案第 4 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画について、次のとおり促進計画案について審議を求める。 新規が 1 件、切り替えが 9 件です。 番号 6 - 2 6 所在：横山地先 1 筆。地目：田。地積：2,663 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：60kg/10a。期間：10 年間。切り替え 番号 6 - 2 7 所在：泉水地先 2 筆。地目：田。地積：718 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：0 円。期間：5 年間。切り替え 番号 6 - 2 8 所在：泉水地先 1 筆。地目：田。地積：2,648 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：56kg/10a。期間：5 年間。切り替え 番号 6 - 2 9 所在：下大多喜地先 1 筆。地目：田。地積：1,795 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：米 2 俵/筆。期間：10 年間。切り替え 番号 6 - 3 0 所在：百鉢地先 4 筆。地目：田。地積：6,967 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。借賃：30kg/10a。期間：10 年間。切り替え 番号 6 - 3 1 所在：久我原地先 2 筆。地目：田。地積：3,457 m²。貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。

	借賃：30kg/10a。期間：10年間。切り替え 番号6－32 所在：馬場内地先2筆。地目：田。地積：4,512㎡。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：30kg/10a。期間：10年間。切り替え 番号6－33 所在：三又地先2筆。地目：田。地積：4,124㎡。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：30kg/10a。期間：10年間。切り替え 番号6－34 所在：久我原地先1筆。地目：田。地積：2,734㎡。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：30kg/10a。期間：5年間。切り替え 番号6－35 所在：久我原地先2筆。地目：田。地積：2,541㎡。 貸付人：町内の方。借受人：町内の方。転貸人：千葉県園芸協会。 借賃：30kg/10a。期間：10年間。新規 なお、借受人の農業用機械等の状況は備考欄に記載のとおりです。 事務局からの説明は以上です。
議 長 (渡辺会長)	事務局からの説明が終わりました。 ご質問のある方は発言をお願いいたします。 ご質問がないようですので、議案第4号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。
議 場	———— 「異議なし」の声あり ————
議 長 (渡辺会長)	異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定することとします。 議件は以上でございます。 それでは議事日程5「報告事項」について事務局よりお願いいたします。
事 務 局 (寺 井)	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について、次のとおり、受理したことを報告する。 資料のとおり2件の届出を受理しました。 あっせんの希望が6－25でありましたので、担当地区の委員さんは協力をお願いします。 報告第2号 非農地判断について、次の土地は、調査の結果農地法第2条第1項の農地に該当しない土地であることが確認されており、所有者か

	ら申請があり非農地の通知を行ったので報告する。 4 件の申請があり、非農地として回答しました。 報告第 3 号 農地の転用事実に関する照会について、下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。 1 件の照会があり、資料のとおり回答しました。 報告第 4 号 利用権の終了について、次のとおり、通知があったことを報告する。 資料のとおり 2 件利用権の終了処理をしました。 報告第 5 号 農地の使用貸借の解約通知について、次のとおり、農地の使用貸借権の中途解約に係る通知を受理したので報告する。 資料のとおり 1 件受理をしました。 報告事項は以上となります。
議長 (渡辺会長)	以上、報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。 続きまして議事日程 6 「その他」に入ります。 事務局何かございますか
事務局 (鈴木)	ありません。
議長 (渡辺会長)	以上をもちまして議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。
事務局長 (秋山課長)	以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。 お疲れ様でした。 閉 会 (午後 2 時 3 2 分)

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年10月7日

議長 渡辺 忠洋

署名委員 森 久雄

署名委員 小高 一哲